一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
イ　当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
ロ　当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの
二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社
イ　官公署
ロ　商工会又は商工会議所
ハ　イ又はロに準ずるもの
ニ　弁護士又は弁護士法人
ホ　公認会計士又は監査法人
ヘ　税理士又は税理士法人
ト　第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長期信用銀行の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

［2～4　略］

（特例対象会社）

第二十五条の五の三　銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
イ　当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
ロ　当該株式会社に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの
二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社
イ　官公署
ロ　商工会又は商工会議所
ハ　イ又はロに準ずるもの
ニ　弁護士又は弁護士法人
ホ　公認会計士又は監査法人
ヘ　税理士又は税理士法人
ト　第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

［2～4　略］

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの

［2～4　同上］

（特例対象会社）

第二十五条の五の三　銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

［2～4　同上］